

社会福祉法人坂井輪会 デイサービスセンター穂波の里
(通所介護・介護予防通所介護相当サービス)

(事業の目的)

第1条 病気やけがなどにより、家庭においてねたきりやそれに準ずる状態にある者に対して、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能維持並びに利用者の家族身体的及び精神的負担の軽減をはかるための援助（通所介護・介護予防通所介護相当サービス）を行う。

2 要支援者に対して、要介護状態になることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な支援及び機能訓練を行うことにより利用者の心身機能の維持回復をはかり、生活機能の維持向上をはかるための支援を行う。

この事業は、介護保険法、老人保健法、健康保険法、老人福祉法等の基本理念に基づき、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を重視し、健康管理、日常生活動作の維持・回復、日常生活の活動を図るとともに在宅介護を推進し、快適な在宅介護が継続できるようにすることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 通所介護・介護予防通所介護相当サービスを、他の事業から独立して位置づけ、人事・債務。物品等の管理については、管理者の責任において実施することとする。

2 事業の実施にあたっては、各居宅介護支援事業者、各保険医療機関、関係市町村、地域の保健・医療福祉サービス事業所などの連携を図り、協力と理解のもとに総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 緊急の事態にも柔軟に対応できる体制を整備する。

4 指定通所介護と指定介護予防通所介護相当サービスの提供は、同一の事業所において一体的に運営する。

(名称等)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び住所地は次の通りとする。

(1) 事業の名称 デイサービスセンター穂波の里

(2) 事業の所在地 新潟市西区新通 4734 番地

(従業員の役職、員数、及び職務の内容)

第4条 事業者は管理者及び従業員を次のとおり配置し、職務内容を次のとおり定める。

(1) 管理者 1人

- ・事業運営の管理について、適正な資格を有する者とする。
- ・管理者は、所属職員を指揮監督し、関係機関との連携をはかり、設備や備品の衛生管理を図り、併せて緊急時の対応を行うなど、適切に事業を実施できるように統括する。

(2) 生活相談員 提供を行う時間帯を通じて1人以上

- ・利用者の受け入れに関すること。

- ・利用者の介護計画にそったサービスの提供に関すること。
 - ・利用者及び家族の生活相談に関すること。
- (3) 看護職員 提供日について 1 人以上
- ・看護師又は准看護師とする。
 - ・利用者の健康チェックに関すること。
 - ・利用者の看護、保健及び衛生管理に関すること。
 - ・口腔ケアに関すること。
- (4) 介護職員 提供を行う時間帯を通して 4 人以上
- ・作成された通所介護計画書・介護予防通所介護相当サービス計画書に従った利用者の入浴、排泄、食事等の介護並びに機能訓練の援助に関すること。
- (5) 機能訓練指導員 提供を行う時間帯を通じて 1 人以上
- ・看護師又は准看護師あるいは理学療法士又は作業療法士等とする。
 - ・作成された通所介護計画書・介護予防通所介護相当サービス計画書に従った運動機能向上、個別機能訓練に関すること。
- (6) 運転手 1 人以上
- ・利用者の送迎に関すること。
 - ・車両の維持管理に関すること。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 営業日及び営業時間を、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日
- (2) 定休日 毎週土曜日・毎週日曜日、12 月 31 日から 1 月 3 日
- (3) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- (4) サービス提供時間 午前 9 時 30 分から午後 4 時 40 分までとする。

(利用定員)

第 6 条 利用定員（一日）

指定通所介護・指定介護予防通所介護相当サービス利用者合わせて 30 名

(通所介護・介護予防通所介護相当サービスの内容)

第 7 条 提供する通所介護、介護予防通所介護相当サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴に関する介護
- (2) 食事に関する介護
- (3) 排泄、衣類の着脱等日常生活上の介護
- (4) 機能訓練
- (5) 口腔ケア
- (6) 相談援助等の生活指導
- (7) その他サービス計画を達成するための必要な援助
- (8) 事業者はサービスの提供にあたっては利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。緊急やむをえず身体的拘束を行う場合はその態様及び時間、その際の利用者の状況並びに理由を記録する。

(利用料その他の費用の額)

第8条 利用料その他の費用の額は次のとおりとする。

(1) 指定通所介護、指定介護予防通所介護相当サービスを提供した場合の利用者負担額

①介護保険法で定められた介護報酬の1割。(一部の利用者は2割又は3割)

但し、公費負担がある場合は、社会福祉法人減免に該当する場合はその規定に従う。

②介護保険法の支給限度額をこえた場合は介護報酬の全額。

2 指定通所介護、指定介護予防通所介護相当サービスその他の日常生活費等は次の額を徴収する。

(1) 食費 650円

(2) おむつ代(1枚あたり) 実費

3 前第1項～第2項までに掲げる費用の支払いは利用者又はその家族に対して事前に重要事項として説明し同意の上署名をうけることとする。

(緊急時の対応方法)

第9条 職員は指定通所介護、指定介護予防通所介護相当サービスを実施中に利用者の病状、状態に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医に対する連絡が困難である場合には、緊急搬送等の処置を講ずることとする。

2 通所介護員は前項について処置をしたときは、速やかに管理者及び主治医に報告する。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、事故が発生した倍には、速やかに市及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、前項の事項の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 事業所は、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業を実施する地域は次のとおりとする。

新潟市 西区

(その他運営にあたっての重要事項)

第12条 事業者は社会的使命を十分に認識し、職員の資質向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また、適正かつ効率的に通所介護、介護予防通所介護相当サービスを実施できるよう職員の勤務体制を整備する。

1 なお、研修は次のとおり設けるものとする。

①採用時研修 採用後1ヵ月以内に実施

②継続研修 年1回以上実施

2 職員は業務上知り得た秘密を決して漏洩しない。また従業員との雇用関係が終了し場合においても事業者の責任において、当該従業員の知り得た秘密の保持を行うこととする。

事業者はサービス担当者会議において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文章により得るものとする。

- 3 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用する水について、衛生的な管理を行う。
- 4 事業者は感染症の発生、まん延をしないよう必要な措置を行う。
- 5 事業者は提供した指定通所介護、指定介護予防通所介護相当サービスについて利用者から苦情があったときは、迅速、適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講じることとする。
- 6 事業者は自ら提供するサービスの質の評価を行い、介護サービス情報の公表を行い、サービスの改善を図る。

(サービスにあたっての留意事項)

第 13 条 サービス利用にあたり、利用者は次の事項に留意しなければならない。

- (1) サービス利用にあたり、担当職員の指示に従うこと。
- (2) 担当職員の指示に従わないなど、施設の秩序を乱した場合は利用を断る場合があること。
- (3) サービス利用にあたって、指定の物品について持参すること。
- (4) サービス利用にあたり、在宅での体調等注意を要する変化については利用に先立って担当職員へ報告すること。
- (5) サービス利用に先立って行う健康チェックの結果により、サービスの提供をみあわせる場合があること。
- (6) サービスの利用にあたり持参した物品については、紛失しないよう氏名を記載するなどして注意をすること。

(非常時災害対策)

第 14 条 管理者は、自然災害、火災、その他の防災対策について、計画的な防災訓練と設備改善を図り、利用者の安全に対して万全を期さなければならない。

- 2 前項の実施については、少なくとも年 2 回以上の避難訓練を実施することとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 15 条 施設は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を職員に周知徹底していく。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備することとする。
 - (3) 虐待防止のための職員に対する研修を定期的に行うこととする。
 - (4) 前 3 号に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
- 2 施設は虐待等が発生した場合、速やかに新潟市へ通報し、新潟市が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(記録の整備)

第 16 条 事業者は、指定通所介護、指定介護予防通所介護相当サービスの提供に関する次の事項について記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

- (1) 通所介護計画、介護予防通所介護相当サービス計画
- (2) 提供した具体的サービス内容等の記録

- (3) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
 - (4) 苦情の内容等に関する記録
 - (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その終了した日から 5 年間保存するものとする。

－ 55 －

附則

この運営規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

改正	平成 27 年 8 月 1 日
改正	平成 29 年 4 月 1 日
改正	平成 30 年 8 月 1 日
改正	令和 1 年 10 月 1 日
改正	令和 3 年 8 月 1 日
改正	令和 3 年 8 月 11 日
改正	令和 5 年 5 月 1 日
改正	令和 5 年 7 月 1 日
改正	令和 5 年 11 月 1 日
改正	令和 8 年 4 月 1 日

通所型基準緩和サービス 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人坂井輪会（以下「事業者」という。）が運営するデイサービスセンター穂波の里（以下「事業所」という。）において行われる指定通所型基準緩和サービスの事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある高齢者又は事業対象者（以下「利用者」という。）に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう指定通所型基準緩和サービスを行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう介護予防・生活支援サービスを提供することを目的とする。

（指定通所型基準緩和サービスの運営の方針）

第2条 事業所では、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その状態を踏まえながら、他者との交流や自立支援に資するサービスを行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 指定通所型基準緩和サービスの実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 指定通所型基準緩和サービスの実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、保険医療機関及び関係市町村などと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者ができることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

4 前項のほか「新潟市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」の内容を遵守し、事業を実施する。

（指定通所介護等と指定通所型基準緩和サービスの一体的運営）

第3条 指定通所介護等と指定通所型基準緩和サービスの提供は、同一の事業所において一体的に運営するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の各号に定めるとおりとする。

（1）名 称 デイサービスセンター穂波の里

（2）所在地 新潟市西区新通 4734 番地

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第5条 この事業所における従業者（以下「職員」という。）の職種、員数及び職務内容は次の各号に定めるとおりとする。

（1）管理者 1人

職員の管理、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定通所型基準緩和サービスの事業実施に関し、遵守すべき

事項について指揮命令を行う。

(2) 従事者 1人以上

利用者の心身の状況等を的確に把握し、自立した日常生活を営むことができるよう、適切な技術をもって必要な介護及び支援を行う。なお、従事者のうち1人は、サービス提供内容に応じて必要な資格を有する者、3年以上介護等の業務に従事した者、又は市が実施若しくは指定する研修の修了者とする。

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日及び営業時間は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 営業日は、月曜日から金曜日までとし、年末年始（12月31日から1月3日）を除く日とする。

(2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間は、午前9時30分から午前11時15分と午後2時30分から午後4時15分までとする。

(実施単位及び利用定員)

第7条 実施単位及び利用定員は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 実施単位 2単位

(2) 利用定員 8人

(指定通所型基準緩和サービスの内容)

第8条 事業所において行われる指定通所型基準緩和サービスの内容は、運動、レクリエーション、入浴、食事、送迎等のほか、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認とし、指定通所型基準緩和サービスの提供に当たっては次の各号に留意するものとする。

(1) 利用者の介護予防に資するよう、利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営むために必要な支援を行うために、通所型基準緩和サービス計画を作成するものとする。

(2) 主治医又は歯科医師やサービス担当者会議等からの情報により、利用者の心身の状況及び日常生活全般の状況を的確に把握し、その状況を踏まえて、通所型基準緩和サービス計画に沿って、サービスの提供を行うものとする。

(3) 利用者とのコミュニケーションを図るその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切に働きかけるものとする。

(4) 事業者は、自ら提供する指定通所型基準緩和サービスの質の評価を行い、主治医又は歯科医師と連携を図りながら、常にサービスの質の向上を図るよう努めるものとする。

(5) 介護技術の進歩にあわせた適切な介護予防が行われるよう配慮するものとする。

(6) 利用者の立場に立って懇切丁寧に行うものとし、利用者又はその家族に対し、指定通所型基準緩和サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(利用料その他の費用の額)

第9条 指定通所型基準緩和サービスの利用料は、「新潟市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」に定める額とし、事業所において法定代理受領サービスを提供する場合には、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 事業者は前項に定める額のほか、次の各号に定める費用の支払いを受けるものとする。

(1) 指定通所介護等で提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

ア 利用者の希望により提供する日常生活に必要な身の回り品の費用 実費

イ 利用者の希望により提供する日常生活に必要な教養娯楽費の費用 実費

3 前2項の費用の徴収に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明し同意を得るものとする。ただし、前項第1号の費用については、文書により説明し同意を得るものとする。

4 第2項第1号の額を変更する場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対して、文書により説明し同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、新潟市西区とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、次の各号に定める事項について遵守しなければならない。

(1) 利用者は、事業所内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。

(2) 利用者は、事業所に危険物を持ち込んで서는ならない。

(3) 利用者の所持金その他貴重品は利用者自ら管理しなければならない。

(緊急時等における対応方法)

第12条 職員は、指定通所型基準緩和サービスの提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業者は、想定される非常災害の態様ごとに、その程度及び規模に応じ非常災害に関する具体的計画を定めるものとする。

2 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域の消防署の協力を得た上で、年2回以上実施するなど、利用者の安全に対して万全の備えを行うものとする。

3 事業者は、医療機関、他の社会福祉施設及び地域住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第14条 施設は虐待の発生又はその際発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果を職員に周知徹底していく。

(2) 虐待防止のための指針を整備することとする。

(3) 虐待防止のための職員に対する研修を定期的に行うこととする。

(4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

2 施設は虐待等が発生した場合、速やかに新潟市へ通報し、新潟市が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(衛生管理等)

第15条 事業者は、事業所において利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、事業所において感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第16条 事業者は、利用者に対する指定通所型基準緩和サービスの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）及び市に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の事故については、その状況及び事故に際して採った処置を記録するものとする。

3 事業者は、利用者に対する指定通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理等)

第17条 事業者は、提供した指定通所型基準緩和サービスに対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置する等、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業者は、介護保険法の規定により市や国民健康保険団体連合会（以下「市等」という。）から文書の提出等を求められた場合は、速やかに協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業者は、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(秘密保持)

第18条 職員は、正当な理由無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。

3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

(従業者の研修)

第19条 事業者は、全ての職員に対し、資質向上を図るため、次の各号に定めるとおり研修機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内に実施

(2) 継続研修 年に1回以上実施

(記録の整備)

第20条 事業者は、利用者に対する指定通所型基準緩和サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(1) 通所型基準緩和サービス計画

(2) 提供した具体的サービス内容等の記録

(3) 利用者に関する市町村への通知に係る記録

(4) 苦情の内容等に関する記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

附 則

この運営規程は令和8年4月1日から施行する。

改正	平成30年4月1日
	令和1年10月1日
	令和3年8月1日
	令和3年8月11日
	令和5年5月1日
	令和5年7月1日
	令和8年4月1日